

海業の推進について

令和 6 年 3 月
水産庁漁港漁場整備部計画課

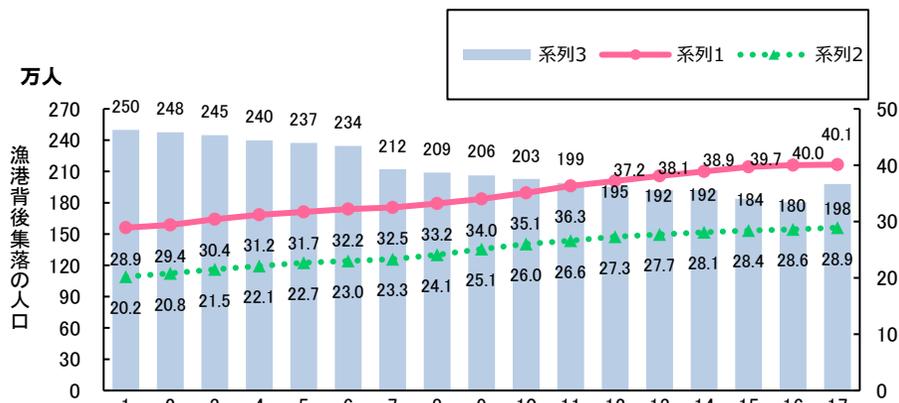
海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。
一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）※の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業（うみぎょう）：漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口（千人）	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等の交流施設（箇所）	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）
 (注1)高齢化率は、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。
 (注2)平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島の3県を除く集計。

■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊（泊泊）



水域を活用した増養殖



陸上養殖施設



前計画

浜単位での所得向上による漁業の成長産業化や資源管理の高度化を推進

施策の方向性

〇産業としての生産性向上と所得の増大

- ①沿岸漁業については、「浜」単位での所得向上の取組の展開（浜プラン）
- ②沖合漁業・遠洋漁業については、国際競争力の強化

〇水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理

〇水産業・漁村の持つ多面的機能の十分な発揮



情勢の変化

〇水産改革の実施

- ①漁業法の改正 → 科学的根拠（MSY）に基づく新たな数量管理の導入。それを実現するためのロードマップの策定（漁獲量444万トンの目標を設定等）
- ②養殖戦略の策定 → マーケットイン型養殖業への転換
- ③輸出戦略の策定 → 1.2兆円の水産物の輸出目標に向けた取組

〇自然環境・社会経済

- ①地球規模の環境変化 → サンマ、イカ、サケ等の不漁の長期化 等
- ②SDGs等の環境問題への国際的な取組の広がり → カーボンニュートラルの推進
- ③社会全体でのデジタル化の進展
- ④新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限や個人の行動様式の変化

新計画

持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現

- ①海洋環境の変化への適応も踏まえた資源管理の実施
- ②持続性のある水産業の成長産業化
- ③漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化の実現

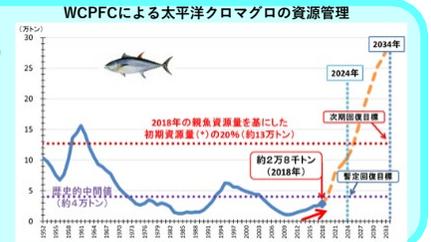
✓第一の柱：海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

●水産資源管理の着実な実施

・ロードマップに沿った着実な実行（IQ導入等）

●海洋環境の変化への対応

- ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
- ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等



✓第二の柱：増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

●漁船漁業の構造改革

・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

●養殖業の成長産業化

・大規模沖合養殖システムの推進

●輸出拡大

・輸出目標の達成

●人材育成

・デジタル人材の確保・育成

●経営安定対策

漁獲対象種・漁法の複数化



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）

大規模沖合養殖システム



ギンザケ養殖（鳥取県）
※日鐵エンジニアリング株式会社

沖底といか釣り操作を組合せ、収益の安定化

大型浮沈式生簀や遠隔自動給餌システムによる省力化・生産性の向上

✓第三の柱：地域を支える漁村の活性化の推進

●漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

- ①市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
- ②海業（うみぎょう）など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

●各種施策の展開

- ①水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
- ②藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
- ③防災・減災、国土強靱化



水産物の直販施設



漁村での体験・宿泊（渚泊）

※海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

うみぎょう 「海業※」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

目指す姿と主な施策

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 圏域計画に基づく産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ◆ 漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深
- ◆ 輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化

イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善
- ◆ 種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン 等

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備
- ◆ フロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備
- ◆ ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策
- ◆ 漁港・漁村における就労者等の避難対策
- ◆ 機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン
- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8) 等

ア 「海業(うみぎょう)」による漁村の活性化

- ◆ 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善
- ◆ 漁港と地域資源を生かした「海業(うみぎょう)」等の振興と漁港に関連産業を集積させるための仕組みづくり
- ◆ ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口・関係人口の創出

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進
- ◆ 浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽労化施設の整備
- ◆ 漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

※海業(うみぎょう)：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業をいい、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

主な成果目標

(共通課題) 社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進 (設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、藻場の保全・創造 等)
- ・デジタル社会の形成 (産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等)
- ・生活スタイルの変化への対応 (消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり 等)

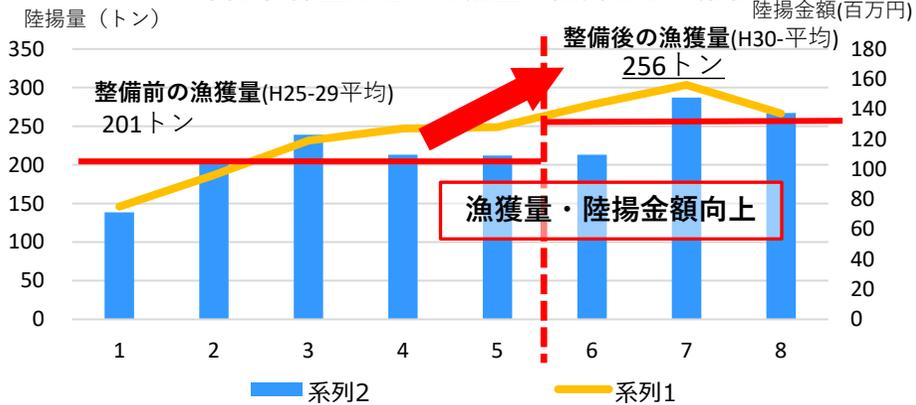
海業振興が水産業にもたらす効果事例

①直売所

場所：都屋漁港（沖縄県読谷村）
事業主体：読谷村漁業協同組合

- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備（平成29年供用開始）。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。

沖縄県 都屋漁港 漁獲量・陸揚金額の推移

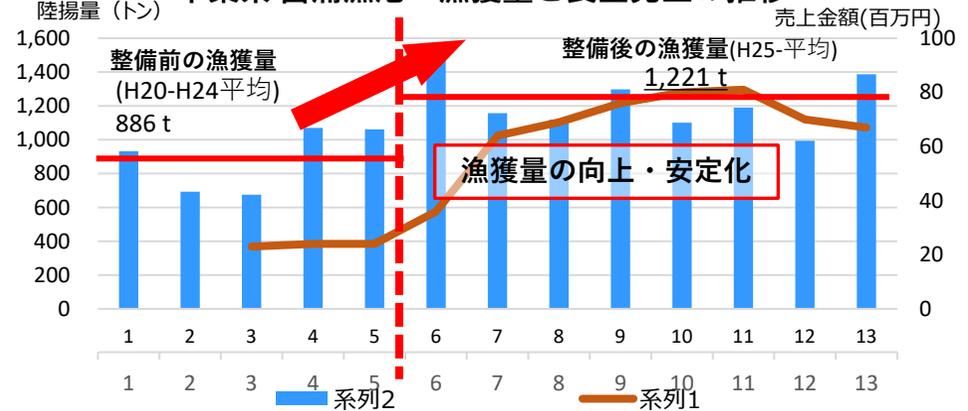


②魚食普及食堂

場所：富浦漁港（千葉県南房総市）
事業主体：岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備（平成24年供用開始）。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。

千葉県 富浦漁港 漁獲量と食堂売上の推移



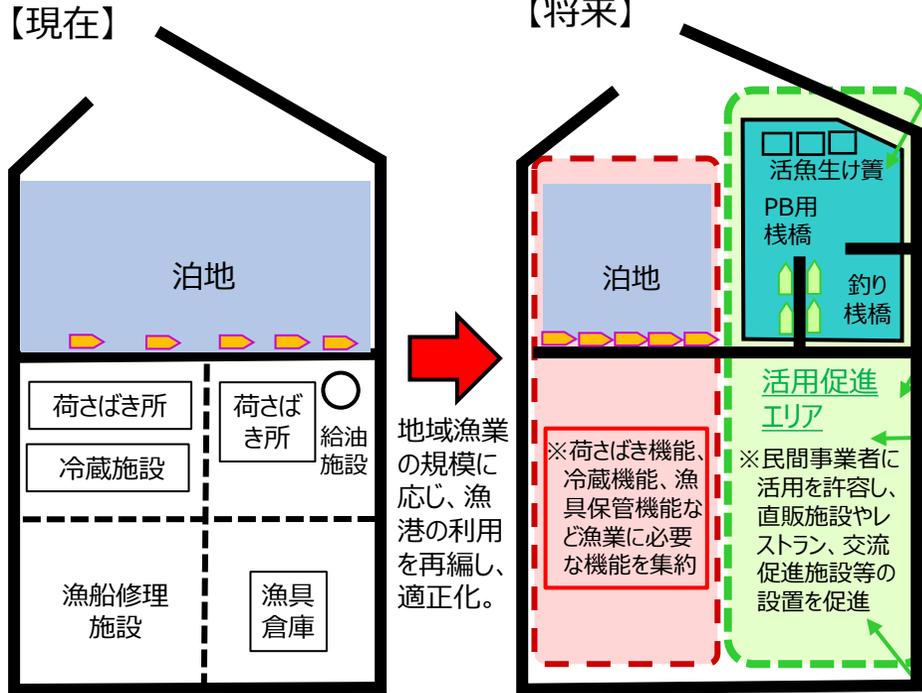
海業の推進に向けた漁港の利活用イメージ

- 地域漁業の規模にあわせて水産業に必要な機能を集約し、施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理を実施。
- 地域の理解と協力の下、水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化する取組を促進。

■ 漁港を利用した海業展開に関する都道府県への意向調査結果（令和2年9月）

期待する活用の内容	具体的な内容	漁港数
消費増進・交流促進施設	・水産食堂、直売所等 ・漁業体験施設 ・遊漁施設 ・宿泊施設等 ・体験型イベント	277
増養殖		246
うち水域	・ナマコ養殖、ウニ・海藻の複合養殖 ・海藻バンクとしての活用	167
うち陸域	・ノリの陸上養殖エリアとして貸出 ・種苗生産等に係る施設 ・クロマグロ完全養殖施設	79
PB受入れ	・プレジャーボートの係留施設、収容施設 ・ビジターバース	97
水産加工	・水産加工場 ・海苔の共同乾燥施設	44
漁業用利用	・漁具保管施設 ・陸揚用浮棧橋を設置	11
研究施設	・民間研究機関への施設開放 ・研究拠点として活用	5
その他	・背後集落用駐車場 ・近隣漁港から避難できる漁港施設の整備 （※水産庁補助金）	9

■ 漁港における海業推進のイメージ



漁業体験



直販施設



岸壁前に立地するレストラン



水産物の消費を促す宿泊施設

地域の漁業実態にあわせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序等により、海業の場として活用するスペースを創出。

海業の取組事例 (千葉県鋸南町・保田漁港)

概要

- 保田漁港では、魚価低迷等により漁協の経営が厳しくなる中、水産物の付加価値向上や直販等による収益向上が課題。
- このため、漁協では、補助用地を町単独用地と交換することなどにより漁港用地を有効活用し、地元の魚を活用した魚食普及食堂「ばんや」をオープンするとともに、温泉宿泊施設や観光定置網等の事業を積極的に展開。
- これにより、地元水産物の利用拡大とともに雇用の増加が図られるなど、地域水産業の活性化に大きく寄与。
- 最近では、近くに整備された道の駅「保田小学校」との連携により、更なる集客数増加に向けた取組を展開中。



対策

外観



ばんや内観



【第一、二ばんや】

- ・漁港区域内にある町有地の占用を許可

【第三ばんや】

- ・町単独用地と補助用地を交換
- ・漁港施設用地利用計画を変更
- ・農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用



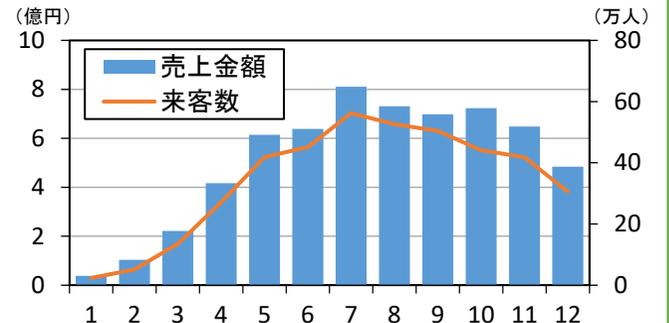
○道の駅「保田小学校」との連携 (H28.12オープン)



保田漁港近くに、廃校となった小学校を活用し「道の駅」がオープン。「ばんや」との相乗効果で更なる集客を目指す。

効果

○年間約40万人が来訪し、約6億円の売上



海業の取組事例【^{めが}妻鹿漁港(兵庫県姫路市)】

概要

いえしま

- 妻鹿漁港においては、家島諸島の水産物の消費拡大と島への誘客促進のため、坊勢漁業協同組合が、漁港用地を活用して「JFぼうぜ・姫路まえどれ市場」を整備（H27年3月開業）し、漁獲物の直販、地域水産物の提供（食堂）、家島諸島に関する観光情報の発信等を実施。
- また、家島諸島においては、日帰り型から宿泊型観光（渚泊）への転換を目指し、観光体験コンテンツの拡大、お土産品の開発、情報発信のためのWebサイトの構築等を実施し、来訪者の拡大を実現。



対策

漁港の有効活用による集客と情報発信(妻鹿漁港)

- 補助用地と単独用地を交換し、集客施設を整備（漁港用地を有効活用）



- 「まえどれ市場」では、「家島諸島」の水産物の飲食や販売とともに、観光情報を発信し、島への訪問者の増大を促進



宿泊型観光(渚泊)の推進(家島諸島)

- 家島諸島の地域資源を活用した体験プログラムを開発し、パッケージツアーとして展開



- H29年度から農山漁村振興交付金を活用して、体験コンテンツの更なる充実を図るなど、宿泊型観光（渚泊）を推進



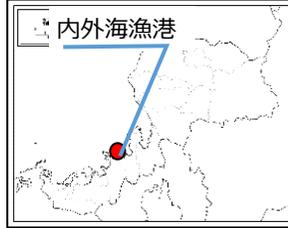
効果

- まえどれ市場来場者数 : 43.6万人 (H30年度)
- まえどれ市場売り上げ : 2.4億円 (H30年度)

- 家島諸島内宿泊者数 : 1,763人 (H29年度) → 4,690人 (H30年度)

海業の取組事例 (福井県小浜市・内外海漁港)

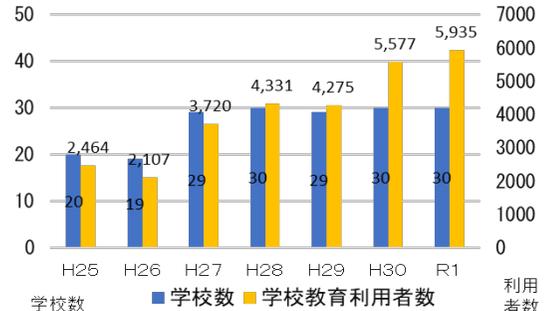
- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



事業実施時期	平成19年オープン	
事業実施主体	小浜市阿納体験民宿組合	
設置した施設と有効活用手段	①魚捌き体験施設	⇒漁港環境整備施設用地 (補助用地) の占用許可
	②屋根(BBQスペース)	
	③釣り堀、釣り桟橋	⇒水域の占用許可 (10年間)

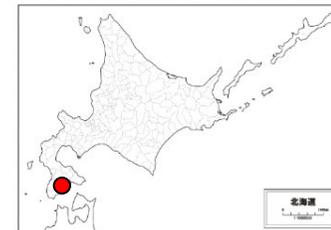
効果

- 学校教育利用者数は年々増加し、利用者数は5,935人、30校 (R1)
- 地元の民宿の女将や漁師が体験のインストラクターを担当し、地域の雇用確保にも貢献。



概要

- 木古内漁港では、漁業者の生産額が少ないことや、高齢化が顕著であることが課題。
- 漁船利用が減少した漁港の水域を活用し、身入りの少ないウニを移植放流し、2か月程度給餌することで、身入りを改善。
- 泊地をウニの養殖場として活用することで、漁業者の収入増や、観光客の増加等が見込まれる。



背景

- 北海道日本海地域では、組合員1人当たりの生産額が全道平均の半分程度で、漁業者の高齢化も顕著。
- 木古内町内4漁港の統合・再編によって、木古内漁港（釜谷地区）では利用する漁船が減少し泊地に余裕が発生。

有効活用の内容

- 高齢者でも操業がしやすい漁港内の静穏域を活用し、身入りの悪いウニの身入りを改善させる実証試験を実施。
- 周辺の漁場にて採取した身入りの悪いウニを漁港の静穏域に移植放流。
- 餌には、餌用に養殖したワカメやマコンブの他、廃棄予定のガニアシを活用。
- 養殖場は、ウニのタモ網漁業体験の開催場所としても活用。

活用した漁港施設	水域
実施時期	平成29年度～
実施主体	上磯郡漁業協同組合
活用した事業	水産基盤整備事業（漁港機能分担・有効活用推進事業）
実施した手続き	特になし

効果

- 高齢者に優しい安全な就業環境の場の提供
- 短期間で漁業者の収入UP
- 増養殖餌料費の節減
- 観光客の受け入れとして、平成30年7月に秋田県大館市の児童40名を対象にウニ獲り体験を実施
- 令和2年7月には木古内町の地域住民を対象にキタムラサキウニ240kg(殻付き1,200個、販売価格18万円)を販売

木古内漁港（釜谷地区）



おとべ 海業の取組事例【乙部漁港（北海道乙部町）】

概要

- 乙部漁港の元和地区は、以前はホタテ漁等の中型漁船の利用が主であったが、現在は船外機船が主であるため、ホタテの水揚げを同漁港の乙部地区に集約した。
- これに伴い、元和地区では水産基盤整備事業により海水交換施設を整備。
- 泊地をナマコの増養殖場として活用することで、漁業者の収入増が見込まれる。



背景

- ・漁港の一体的利用を促進し、操業の安全を一層向上させることにより、安定した漁業振興を推進するため、平成27年2月に乙部漁港と元和漁港が統合。
- ・元和地区における大型船（ホタテ養殖）の陸揚げを乙部地区に集約したことにより、漁港利用は船外機のみとなり、元和地区には泊地に余裕が生じた。

有効活用の内容

- ・乙部漁港（元和地区）においては、泊地全域をナマコの増養殖エリアとした。
- ・港内環境は静穏性に優れている一方で、北海道が水質調査を実施したところ、水質環境の改善が必要であることが判明。そこで、海水交換施設を整備。
- ・海水交換施設の完成後、令和元年6月に稚ナマコ（15～30mm）5,000匹を放流。
- ・養殖事業の展開に当たっては、ナマコの種苗購入については乙部町が、増養殖の技術指導については北海道がそれぞれ支援。
- ・海水交換施設の整備による漁港内の水質環境を把握するため、令和元年度から水質調査を実施しており、海水交換施設の有効性を確認している。

活用した漁港施設	水域（増殖水面5,500m ² ）
実施時期	令和元年～
実施主体	ひやま漁業協同組合
活用した事業	水産基盤整備事業（漁港機能分担・有効活用推進事業）
実施した手続き	占用許可

効果

- ・令和元年度に放流した稚ナマコが漁獲サイズになるまでの期間は3年程度（令和4年度に出荷）を見込んでおり、5,000匹を出荷した場合は、年間750万円程度の収入になる。

乙部漁港（乙部地区）



漁港統合し、
陸揚・流通機能を集約化

中型のホタテ漁船は乙部地区に移動

海水交換施設の整備



港口にナマコ流出防止フェンスを設置（船外機船は航行可能）

ナマコの増殖エリア



乙部漁港（元和地区）

海業の取組事例【泊漁港（鳥取県湯梨浜町）】

概要

- 鳥取県は、海面養殖に適した内湾がない上、冬期風浪の影響等で前浜での養殖ができず、養殖業の発展が遅れていた。
- このため、県が海水井戸水を用いた陸上養殖事業に支援する養殖推進事業を展開。
- その結果、民間企業がひらめ、あわびの養殖を実施し、漁業振興や地域活性化に貢献している。



背景

- ・鳥取県は、海面養殖に適した内湾がない上、冬期風浪の影響等で前浜での養殖ができず、養殖業の発展が遅れていた。
- ・一方、陸上養殖には気象・海象の影響を受けにくい等多様なメリットがあり、競争力のある産地づくりを進めるにあたり欠かせない手法の一つ。
- ・事前に県が実施した試掘調査により地下海水取水の目処が立っていた。

有効活用の内容

- ・加工場用地等にヒラメ、アワビの陸上養殖施設を整備。
- ・事業者は公募により決定。
- ・養殖施設に隣接して直売所と食堂の整備や、地元醤油業者との連携による商品開発等、養殖以外の事業についても展開。

活用した漁港施設	漁港施設用地（加工場用地等）
実施時期	平成25年
実施主体	湯梨浜振興合同会社（施設の設置者）
活用した事業	陸上養殖起業支援事業（県1/3、市町村1/6）
実施した手続き	①財産処分申請（目的外使用） ②土地利用計画変更（加工場用地等を漁港関係補助事業用地に変更） ③用地の占用許可（5年更新）

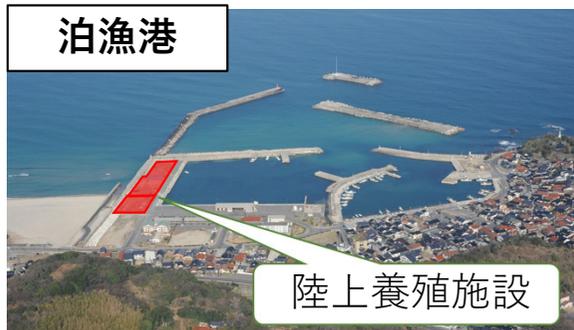
効果

- ・陸上養殖により、5.0tのヒラメを生産（R1）。
- ・県内外から見学者が訪れているとともに、海の駅まつり等の開催により、漁港地域における新たな賑わいを創出。



- ・近隣の道の駅における養殖魚を利用した「ひらめのうまか丼」の販売や、地元自治体のふるさと納税返礼品となっている等、地域が一体となって地元水産物のPRを行っている。

泊漁港



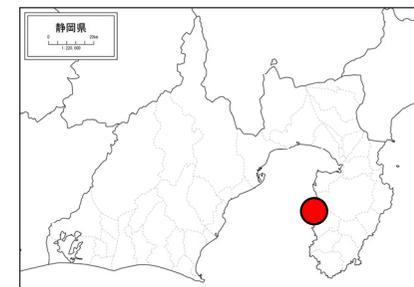
陸上養殖施設



海業の取組事例【^{にしな}仁科漁港（静岡県西伊豆町）】

概要

- 仁科漁港では、賑わいの創出や地元水産物の消費拡大、漁港用地の活用が課題に。
- 西伊豆町は、仁科漁港の用地に農山漁村振興交付金を活用して「西伊豆堂ヶ島産地直売所はんばた市場」を整備（令和2年2月竣工）。あわせて、漁協直売所の食堂を拡張（令和2年度）。
- 仁科漁港をにぎわい創出の場として有効活用するこれらの取組により、地域の更なる活性化を図ることとしている。



背景

- 仁科漁港は、堂ヶ島という観光地の近くであるが、集客施設がないため観光客が立ち寄らないことや、地元における水産物消費が少ないことが課題。
- 漁具保管修理施設用地は、漁業者の高齢化及び後継者不足により廃業・減船が進み、平成5年頃から利用が低下し、現在は未利用に。
- 西伊豆町では、水産業の廃退を食い止め、漁港に賑わいを創出するために水産振興についての検討を実施。

有効活用の内容

- 直売所に付随し駐車場を整備。駐車場は、イベント用地としての活用も想定。
- あわせて、既存の漁協直売所の「沖あがり食堂」（荷さばき所用地を有効活用して整備）を拡張し、集客の相乗効果を狙う。

活用した漁港施設	漁港施設用地（漁具保管修理施設用地、荷さばき所用地）
実施時期	令和2年度（令和2年5月22日オープン）
実施主体	西伊豆町（直売所運営は指定管理者制度により地元企業組合が実施）
活用した事業	農山漁村振興交付金
実施した手続き	財産処分（長期利用財産の目的外使用・補助金返還無し） 占用許可、漁港施設用地利用計画変更



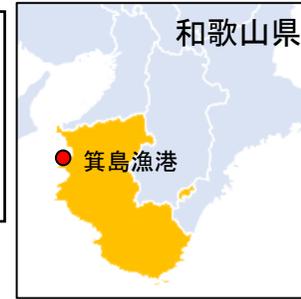
期待される効果

- 「西伊豆堂ヶ島産地直売所はんばた市場」と「漁協直売所・沖あがり食堂」とを合わせて12万人/年を見込む。
- 直売所にて販売する水産物の仕入れによる魚価の下支えや、漁業者の所得向上、新規就業者の定着率向上を図る。



漁港の未利用施設を活用した直売所等の取組：箕島漁港（和歌山県有田市）

概要



- 箕島漁港では、漁業者数の減少もあり水産業での利用が低下。観光等での利用促進を検討。
- 常設の直売所を望む声があり、未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「新鮮市場浜のうたせ」を整備。
- 年間来場者数は約27万人と地域活性化に大きく寄与。

海業の取組概要

既存施設の利用



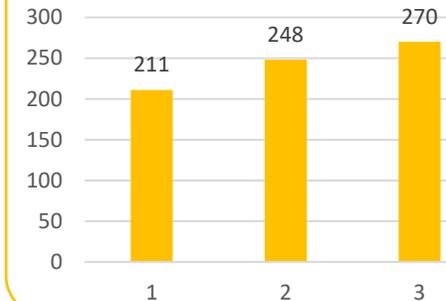
●水産物直売所「浜のうたせ」

- ・常設の水産物直売所の整備に向け、平成29年度に有田箕島漁協役員による検討委員会を設立。商工会議所、観光協会、金融機関、民間事業者等がメンバーにわり、当該施設を有田市の観光業における中核施設としていくことを決定。
- ・未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「浜のうたせ」を整備。運営は漁協が行い施設内には、箕島漁港で水揚げされた水産物をはじめとして地元農産物や土産品を販売する物販コーナー、地元水産物を利用した食事を提供する食事コーナーがあり、いずれも地元で水揚げされた水産物を活用することで魚価の安定化や所得向上に寄与。

実施年度	令和2年度
活用した漁港施設	漁港施設用地（野積場用地等）
実施した手続き	長期利用財産の財産処分、漁港施設用地利用計画の変更

効果

浜のうたせ購買者数(千人)



直売等施設「浜のうたせ」



飲食コーナー

地元水産物を活用した料理



底びき網漁業

水産物販売

野菜・果物等販売



- ・令和5年度から新たな取組として、季節限定のバーベキュー施設を整備・運営、さらなる誘客を図る。

バーベキューコーナー



グランピング施設と地域資源を活用した漁村地域活性化の取組：氷見漁港（富山県氷見市）

概要

- 漁港施設用地内の未利用市有地を活用し、新たな来訪者を受け入れるため、市はグランピング施設を整備・運営する民間事業者をプロポーザル方式により決定した。
- 漁港施設用地内の比美乃江公園の海やみどりに恵まれた環境と富山湾越しの立山連峰の眺望などを活かし、昨今の旅行スタイルなどに対応することで新たな来訪者を受け入れ、まちなかや市内が賑わい、漁村地域の活性化に繋がることが期待される。



海業の取組概要



- 施設の運営主体：株式会社G&W Outdoors
- ・ひみ番屋街や氷見温泉郷総湯に隣接し富山湾を望む抜群のロケーションを活用したグランピング施設。
- ・BBQでは氷見漁港で水揚げされた寒ブリ、イワシを始めとする新鮮な魚介類や、氷見牛などの地元食材を提供。
- ・若者向け2棟、ファミリー向け3棟、スイート1棟と、多様なニーズに対応。



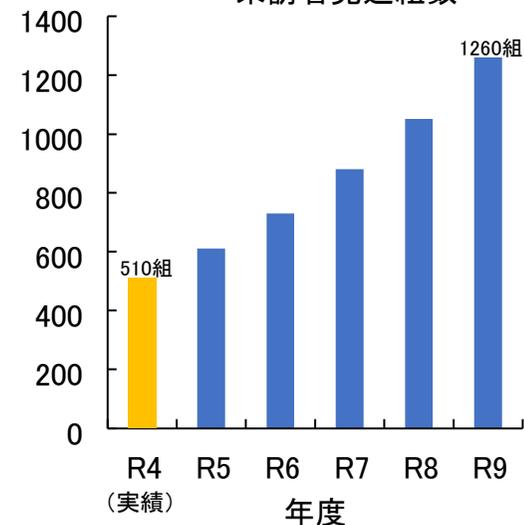
水産物や氷見牛など地元の食材を活用したBBQ



様々なニーズに対応したコンテナグランピング

効果

グランピング施設
来訪者見込組数



- ・初年度である令和4年度は宿泊客510組の利用あり。
- ・今後は新型コロナウイルスが落ち着いたことからテイクアウトやBBQも含めた更なる来訪者増を目指す。

「気仙沼まちなかエリアビジョン」による水上アクティビティ拠点の創出：気仙沼漁港(宮城県気仙沼市)

概要

- 「気仙沼の顔」である内湾地区から市庁舎移転後の跡地周辺のまちづくりを進めるため、市と官民の協議体である「気仙沼まちなかエリアプラットフォーム」によって、「気仙沼まちなかエリアビジョン」を策定（令和5年3月）。
- ビジョンの取組の一つの「目的地となる港づくり」として、賑わい創出や交流人口増加に向けて、地域資源である内湾の水面を様々なアクティビティを楽しめる場とすることで、これまで「食べる」や「観る」が中心であった観光の目的に「遊ぶ」の要素を付加し、新たな層の来街者の獲得を目指す。



海業の取組概要

気仙沼漁港・魚町岸壁周辺



水上自転車

- ・令和4年度にデジタル田園都市国家構想交付金(旧地方創生推進交付金)を活用し、気仙沼まちなかエリアプラットフォームによる水上アクティビティ(水上自転車、ハンドパドルボート、水上ピクニック)の社会実験を3週間にわたって実施。
- ・漁港管理者(県)から市が占用許可を受け運営を気仙沼まちなかエリアプラットフォームが担った。同上の社会実験の期間中には、滞留空間の創出を目的に、漁港施設内の公園に漁網を使用したロングベンチも設置。
- ・同上の交付金により、令和5年度においても水上アクティビティの将来の常設化に向け、事業性の検証やさらなる安全性の確保、漁港利用の仕組みづくりの検討のため、事業候補者(民間事業者)による社会実験を予定。



ハンドパドルボート



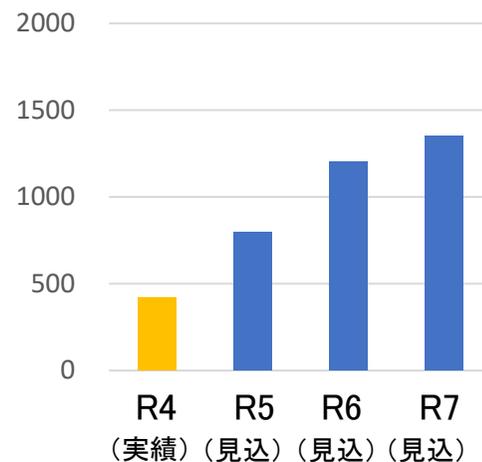
水上ピクニック



ロングベンチ

期待される効果

水上アクティビティ参加者(組)



- ・令和4年度社会実験(水上アクティビティ)の参加者は418組
- ・常設化に向けて漁業と関連した企画、展示等を検討
- ・交流人口の増加による水産物の消費拡大を目指す

概要

- 関西国際空港の近隣に位置していることや、大阪市内から50分以内の場所に位置している立地を活かし、国内外の観光客を対象とした観光漁業を田尻漁業協同組合が実施。
- 大阪湾の魚や漁業の魅力を消費者に直接提供することを重視し、日曜朝市での漁業者直売や海鮮BBQ、漁業体験、海上釣り堀、マリーナ事業といった海業を取り入れながら地元水産物、養殖生産物の販路拡大を図る。
- これらの複合事業によって、実施している観光漁業の取組は、町の重要な観光政策となっており、浜の活性化はもちろん地域の発展においても重要な存在となっている。

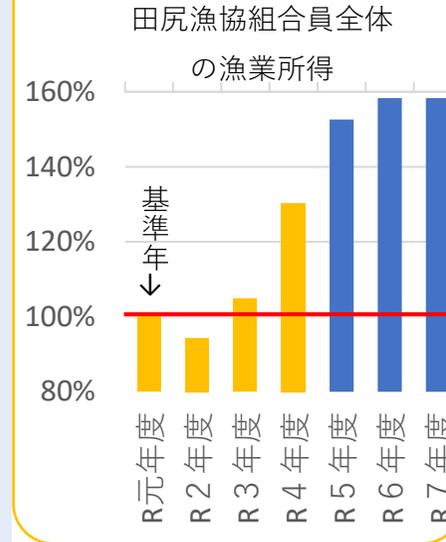


海業の取組概要



- 日曜朝市
 - ・漁業者が鮮魚などを直接販売し、店頭調理によりライブ感を演出
- 海鮮BBQの施設
 - ・荒天時や冬季においても営業ができるよう施設を開閉型にリニューアル
 - ・営業時間外であった12月から3月迄はカキ小屋を運営することで通年営業が可能
- 海上釣り堀
 - ・当初は時化の時に漁業体験に替わる場所として設置
 - ・釣り堀の対象魚を養殖魚にして魚の調達に力を入れ、海鮮BBQ事業と組み合わせることにより集客が増加
- 漁業体験
 - ・刺網漁やカゴ漁の体験などを実施
 - ・小学生の体験学習や企業研修等の利用有
 - ・下船後は漁獲した魚介類を漁業者に捌いてもらい、バーベキューを楽しめる
- マリーナ事業
 - ・レジャーボートやヨット、水上バイクなどの係留受入を行い、漁港内の水域を有効活用

効果



- R7年度にR元年度比58%向上を目標としている。（R4までは実績値）
- 漁港への年間集客数13万人。（R4年度時点）

「漁具倉庫」等を活用した新たな観光需要への対応：焼津漁港（静岡県焼津市）

概要

- 漁協、商工会議所、観光協会、金融機関等が一体となって、遊休施設である「漁具倉庫」をリノベーションし、ワーケーションなどの新たな需要に対応した飲食・宿泊施設「焼津PORTERS」を整備。併せて水産加工業者が、地元の種類豊富な魚を調理・提供する漁家レストランを併設。
- 市、漁協、焼津PORTERSの運営者、水産加工業者が連携し、漁港内未利用地や休憩岸壁を利用した美食マルシェ・朝市等を開催。
- 魚市場の水揚げ・セリ見学、親水公園を活かした釣り体験および鯉節等のものづくり体験等の魚食文化推進プログラムを実施し、漁業者及び水産加工業者の所得向上に寄与。



海業の取組概要



漁港内の施設で水揚げやセリを見学

●焼津PORTERS

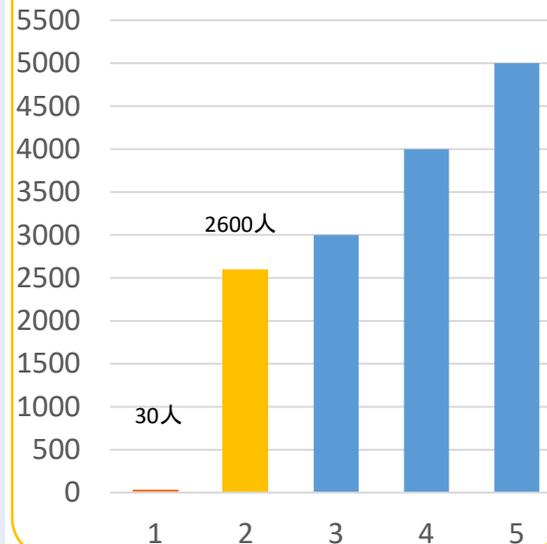
- ・漁協所有の遊休施設「漁具倉庫」（漁師が使っていた2階建て長屋）を、焼津らしさを体験できる滞在施設にリノベーションし、首都圏等からの人を呼び込むにぎわい交流の拠点として整備
- ・焼津PORTERSプロジェクトメンバーの一員として、焼津漁協が漁港区域内に所有していた漁具倉庫等を提供し、イベント開催などに協力

●焼津漁港

- ・焼津漁協は、水揚げ・セリ見学等を行い、来訪者との交流活動を実施
- ・水産女子、釣りガール、地域おこし協力隊OGをガイド役に遊漁船等の資源を活かした釣り体験、親子お造り教室、鯉の解体ショー等、地元漁師や地元の方々との交流活動を実施

効果

焼津PORTERS
来場者実績・見込数（人）



- ・R4の来場者実績は2,600人。
- ・焼津PORTERSを拠点にアクティビティ体験ツアー、直売・飲食事業を展開することで、地元漁業者及び水産加工業者の所得向上に寄与。



漁具倉庫

リノベーション

漁協自らがプレジャーボート用浮棧橋「横田シップステーション」を整備・運営：横田漁港（広島県福山市）

概要

- 海洋レクリエーションの拠点として横田漁港におけるプレジャーボートの利用が増加したことにより、漁港内での漁船との接触事故、無秩序な水域施設の占有等が漁業活動への支障が生じていた。
- 本取組は、プレジャーボートの無秩序な水域の占有に対して、漁協が漁港漁場整備法第38条の漁港施設の利用の認可による施設使用料徴収及び同法第39条の漁港水域の占有許可を受けて、「漁協自らがプレジャーボート係留施設の整備・運営」をするという、経営の安定化と放置艇対策を同時に解決する全国的にも稀な取組。
- 近くにある漁協前では11～3月の土日祝に、漁師から直接魚を買うことができる『漁師の浜売り』を開催しており、プレジャーボート利用者も購入に来る等、地域住民の交流の場となっている。



効果

海業の取組概要

係留施設整備前（港内）



●横田シップステーション

- ・組合員をはじめ地域住民全てが、ウインウインの関係になることを目標に、当プレジャーボート施設を整備した。
- ・係船料を徴収することにより、組合収益が向上し、漁具の購入や漁業研修の費用に充てることができ、漁協経営の安定に繋がった。
- ・島内への交流人口増加により、地域のガソリンスタンドや飲食店等の売上げが向上し、島内の雇用が増加しており、地域全体の活性化につながっている。

係留施設整備後（港内）



- 係留施設整備と同時に放置禁止区域を指定し、供用開始後、区域内のプレジャーボート数は170隻から27隻と大幅に減少した。
- 整備前まであった船同士の接触事故や沈没は無くなり、水域施設の健全な利用が可能となった。
- 漁港施設へ無秩序に係留していたプレジャーボートの適正収容により、効率的な維持管理が実現し、漁船航行の円滑化や、水産物陸揚げ作業の効率化にもつながっている。
- マリーナ運営が新たな漁協の収益源となっており、漁協経営の安定化並びに、担い手育成に繋がる。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要

背景

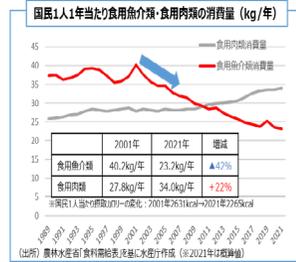
- 水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

1. 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築。

2. 漁港の機能強化

- 養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、漁港施設を見直し。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)

② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業（漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - ・ 行政財産である漁港施設の貸付（最大30年）や、
 - ・ 漁港水面施設運営権（最大10年、更新可）の設定
 - ・ 水面等の長期占用（最大30年）を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)



2. 漁港施設の見直し等

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「漁港施設」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加。(第3条)



- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。(第11条、第87条)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業 (※1) の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画(地域水産業の消費増進や交流促進)を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

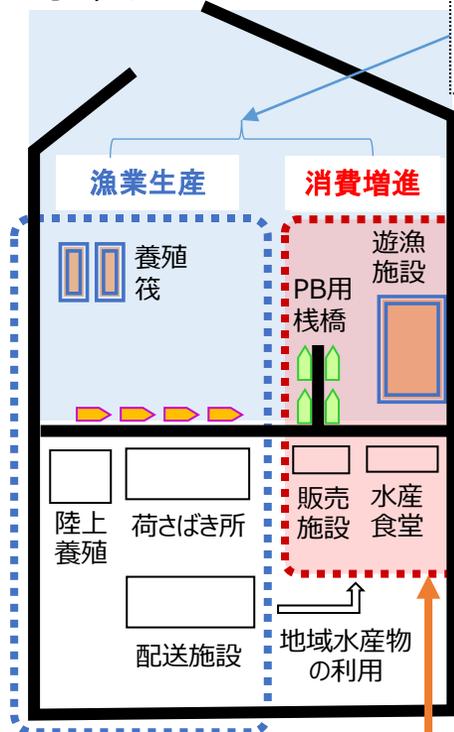
- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)(※2)の取得 (最大10年、更新可)

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業(水産物の消費増進、交流促進)

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



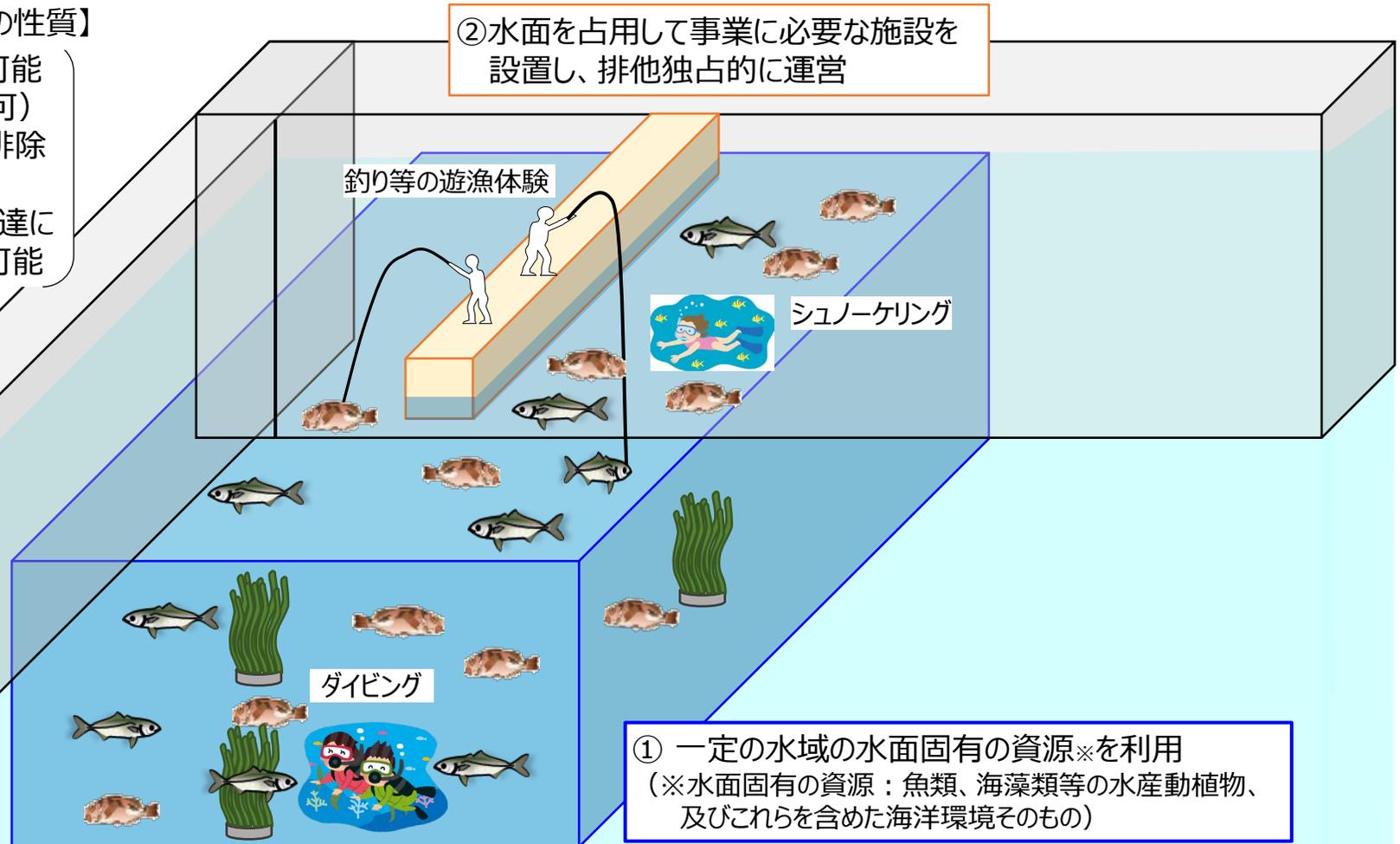
販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占有をして必要な施設を設置し、排他独占的に運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能（事業期間内で更新可）
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能



海業の取組事例（石川県・富来漁港）



- 漁港内の静穏水域を活用して、定置網で漁獲したサバ等の蓄養や、トラウトサーモンの養殖を実施。
- 漁港施設用地（補助用地）と単独用地の交換により、飲食店（回転寿司）と直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供。
- 漁港来訪者の大幅な増加とともに、新たな雇用創出と漁業者の所得向上を実現。



事業の実施のために講じた措置

- 漁港施設用地（行政財産）と県単独用地を交換し、飲食店や販売施設の設置に必要な用地を創出（※）
- ⇒ 用途が限定された漁港施設用地（行政財産）と交換できる用地が周辺に無い場合、用地の取得が困難。
- ⇒ 用地交換に係る調整が必要。

※行政財産は本来の用途以外での貸付けが不可



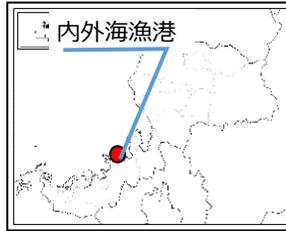
漁港施設等活用事業で可能となること

- 行政財産である漁港施設用地を事業用地として貸付け可能。
- ⇒ 漁港施設用地（行政財産）以外の用地が周辺に無くても施設の設置が可能。
- ⇒ 用地取得のための時間がかからない。

海業の取組事例 (福井県小浜市・内外海漁港)

うちとみ

- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。
- 港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



事業の実施のために講じた措置

- 漁港漁場整備法第39条に基づき、漁港区域内の水域を占有許可。
⇒ 占有許可期間は最大10年。
⇒ 一時的な使用許可であり、権利ではない。
- 漁港管理規程に基づき、漁港施設用地の占有を許可。
⇒ 占有許可期間は最大10年。一時的な使用許可であり、権利では無い。



漁港施設等活用事業で可能となること

- 水域の長期占有が可能となるほか、施設の設置・運営の際に、「漁港水面施設運営権」(みなし物権)の設定が可能。
⇒ 最大30年の長期占有又は最大10年(事業期間内で更新可能)の漁港水面施設運営権の設定が可能。
⇒ 水面における権利設定が可能であり、抵当権の設定が可能になることも含め、円滑な資金調達が可能。
- 行政財産である漁港施設用地の直接的な貸付けにより、飲食店や販売施設等の設置が可能。
⇒ 最大30年で、賃借権に基づき事業が実施可能となり、参入・資金調達がしやすくなる。

漁港施設の見直し等

漁港施設の見直し

- 水産物の消費増進や輸出促進にも対応した衛生管理の高度化、安定生産、漁港利用者の安全性の確保といった課題に対応していくため、以下のような施設を漁港施設に追加。



販売機能の強化や一貫した衛生管理体制を構築するための**配送用作業施設、仲卸施設、直売所**

水産物の安定生産に資する**陸上養殖施設**等



海に近く災害リスクの高い漁港において漁港利用者の安全を確保するための**避難施設、避難路**等

脱炭素化にも資する漁港施設のための**発電施設**等

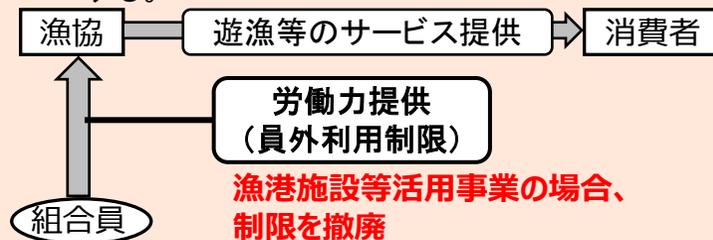
漁港協力団体制度の創設

- 公共サービスの質の向上のため、漁港管理者と協力して漁港施設の点検や清掃、知識の普及・啓発等を担う団体を指定する制度を創設。



水産業協同組合法の改正 —漁協による「海業」の推進—

- 漁業協同組合等による「海業」の取組を推進するため、漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合、員外利用制限（労働力の1/2以上が組合員である必要）を適用しないこととする。



海業推進の支援事業の概要(令和6年度概算決定)

当省のハード・ソフト両面での事業支援制度を活用し、漁港の利活用環境の改善や海業展開に必要な調査、活動、施設整備等を支援するとともに、関係15省庁の協力の下、海業に活用可能な国などの支援策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成・周知し、海業を推進

(1)当省の主な支援事業

※【】内は令和6年度概算決定額

①海業の展開に必要な調査等

- 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【20億円の内数】
 - ・ 海業支援施設等の効果を促進するための情報発信等及びこれに係る調査
 - ・ 地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査
 - ・ 漁村における交流面での活性化のための計画調査、外部人材招聘 等
- 漁港機能増進事業【4.5億円の内数】
 - ・ 漁港の機能の再編分担及び有効活用に関する調査、総合整備計画の策定 等

②海業にかかる活動支援

- 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進事業)【83.9億円の内数】
 - ・ 農林漁業者、商工業者等が連携した新商品開発・販路開拓等の取組
 - ・ 渚泊ビジネスの実施体制の整備や経営の強化、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組【拡充】 等
- 漁協経営基盤強化対策支援事業【2.6億円の内数】
 - ・ 海業に取り組む漁協へのコンサルタント派遣・金融支援
- 離島漁業再生支援等交付金【1,352億円の内数】
 - ・ 離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組
 - ・ 特定有人国境離島地域における漁業・海業による雇用機会の推進のための取組

③漁港の利活用環境整備、海業支援施設の整備

- 水産基盤整備事業【730億円の内数】
 - ・ 漁港施設・用地の再編・整序等
- 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【20億円の内数】
 - ・ 地域水産物普及施設、漁業体験施設等の整備
 - ・ 漁船以外の船舶の簡易な係留施設、陸上保管施設等の整備
- 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業)【83.9億円の内数】
 - ・ 農林水産物の加工施設、販売促進(販売・貯蔵用)施設等の整備
 - ・ 釣り、潮干狩り、磯遊びの施設・休憩所等の整備
 - ・ 遊漁、ダイビング等に利用される係留施設、増殖施設等の整備
 - ・ 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設など渚泊を推進するために必要な施設の整備 等
- 漁港機能増進事業【4.5億円の内数】
 - ・ 漁港の有効活用促進のための、陸上養殖に必要な用水・排水施設、水産種苗生産施設、養殖用作業施設等の整備
 - ・ 漁港の機能再編のための、用地の区画整理・整備・嵩上げ・舗装、支障物件の撤去 等

(2)海業支援パッケージ

- ・ 海業に取り組む民間企業や漁協、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、関係15省庁の協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成。(令和4年12月作成、令和5年6月更新)
- ・ 求められる支援内容に応じて、「海業の展開に必要な調査」、「ビジネス導入・創出・継続」、「経営改善、人材育成」、「デジタル化」などに分類。
- ・ 水産庁に総合相談窓口を開設し、相談内容に応じて関係省庁にも確認しつつ、一元的に対応。

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ（令和5年度版）

令和5年6月

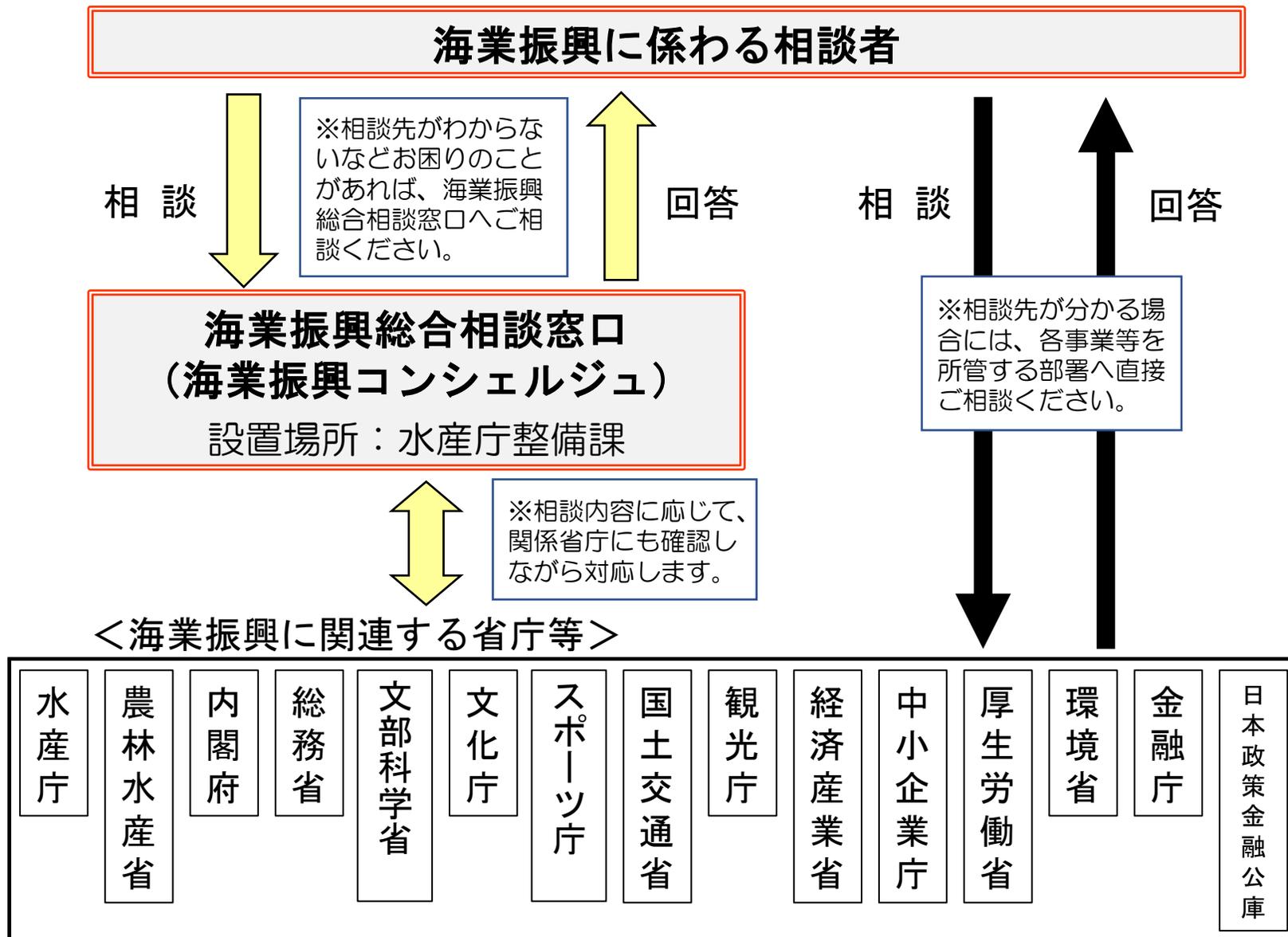
水産庁

目次

本資料について	1		
<海業に関するご相談>		<金融>	
海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）	2	金融サポートを受けたい	26
<海業の展開に必要な調査>		<税制>	
海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい	5	税制の優遇措置を受けたい	35
<漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等>		<活動支援>	
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	9	■海釣り、マリンレジャー等	
漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい	9	海釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい	36
共同利用施設を再編・整理したい	10	クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい	37
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用 する際に必要となる手続き等	11	■飲食、販売、加工	
<ビジネス導入・創出・継続>		飲食事業、販売事業、加工品開発・製造に取り組みたい	38
ビジネスを展開したい	12	■漁港を利用した増養殖	
業務改善をしたい	14	漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい	41
事業承継をしたい	14	■渚泊、体験等	
地域の魅力を発信したい	15	渚泊や体験活動等に取り組みたい	43
<経営改善、人材育成>		<施設整備>	
人材を確保したい	16	■海釣り、マリンレジャー等	
人材を育成したい	19	漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい	47
専門家に相談したい	20	漁村への交通手段を確保したい	48
<観光業との連携>		■飲食、販売、加工	
観光業と連携して交流人口を増やしたい	21	飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい	49
<デジタル化>		■漁港を利用した増養殖	
デジタルを活用してビジネスを展開したい	24	漁港の水域で増養殖環境を整備したい	50
		漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい	51
		■渚泊、体験等	
		宿泊施設や体験施設を整備したい	52
		漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい	54

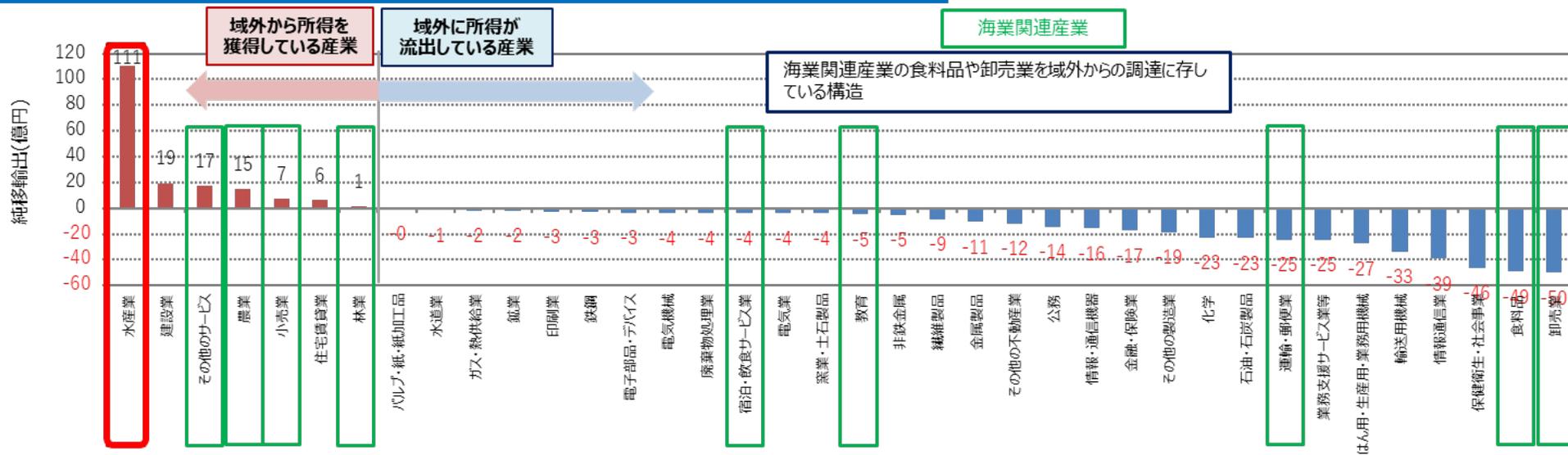
海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。



〇〇町の経常収支の内訳

経常収支の内訳（産業別純移輸出額）



- 〇〇町において、**水産業は町外から所得を多く獲得**している産業となっている。
- 他方、**多くの産業で、町外に所得が流出**している（町外から多くを調達している）
- 特に、**食料品製造加工、卸売は、域外への所得の流出が大きい**（両産業で100億円程度→〇〇町の経済規模の2割近くに相当する額が町外へ流出）

- これら、町外に所得が流出している産業は、町内で**ポテンシャルがある産業**といえる
→**町内で産業を強化し、町内で調達できるようにすることで所得の流出を抑えること＝所得を町内で循環させることができる。**

〇〇町の海業振興による地域経済活性化の可能性

【現状・課題】

- 水産業は、〇〇町を支える産業であり、域外から所得を稼ぐ産業となっている
- 域内の所得循環構造が構築されておらず、地域住民所得は全国平均よりも低い



【海業振興による地域経済活性化の可能性】

- 〇〇町の最大の強みである「海」「漁業」を活かして、町内の各産業と水産業との域内取引を活発化することで、地域内での所得の好循環が起こり、地域の所得が向上する可能性 →町内産業の「総海業化」
- 特に、食料品加工、卸売業は、漁業に近い産業であるものの、いずれも50億円近くが域外に流出しており、これを抑えることによる地域経済への効果は大きい（単純計算で、地域内所得が2割上昇する可能性）

〇〇町における、経済活性化に寄与する海業振興の取組イメージ

- 各漁港や地区の特徴を生かした、加工、直売、体験、飲食等の事業展開（海業関連の町内集積）
- 町内での魅力ある加工商品・関連サービスやそれらを担う事業者の創出（町内取引の活発化）
- 特に、加工、卸売については、将来的な拡大を見据え、中長期的視点で推進（スモールスタート）
- 海や漁業に関する未利用資源・未活用資源の活用（価値化）
- 水産業と、町内の各種産業・事業との多様なつながり・連携の構築（町民生活と一体化） 等

漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案) 概要

- 漁港では、岸壁を利用する一部の釣り人の垂らした釣り糸が航行する漁船に巻き付き航行の障害になったり、漁業活動への支障になっているほか、立ち入り禁止区域への侵入による危険行為、ごみの放置、無断駐車などのマナー違反によるトラブルが発生。
- 一方で、漁港での釣りは、漁村の交流人口の拡大や地域水産物の消費増進にも寄与するものであり、漁業活動との調和を図りつつ推進することを条件に、「海業（うみぎょう）」の取組として位置づけ、漁村の賑わいや所得と雇用の創出を期待しているところ。
- 本ガイドラインでは、漁港を釣りに活用している事例の調査や、有識者や関係団体、漁港管理者等のご意見を踏まえ、漁港の利用ルール、マナー確保対策、釣り人の安全確保対策、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策等について考え方を示すものである。

漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案) 目次

はじめに

第一編 漁港の釣り利用のための基本的な考え方

- (1) 前提条件
- (2) 海業振興に向けた考え方
- (3) 留意すべき法令・制度

第二編 漁港施設等の釣り利用検討の方法

- (1) 検討の目的
- (2) 段階に応じた検討主体・検討体制
 - ① 想定する利害関係者
 - ② 検討の段階とその主体・体制
- (3) 検討に当たっての情報整理

第三編 漁港の釣り利用に当たっての検討事項

- (1) 安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認
 - ① 利用範囲の設定
 - ② 利用者の属性
 - ③ 安全対策
 - ④ 責任分担
 - ⑤ 管理運営体制
 - ⑥ 施設管理運営基準
- (2) 漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討
 - ① 駐車場の設定
 - ② ゴミの持ち帰りルールの徹底
 - ③ トイレの確保
 - ④ 立ち入り制限
 - ⑤ 利用ルールの設定・順守
- (3) 地域での効果発現の検討
 - ① 所得向上や雇用機会の創出
 - ② 料金の徴収
 - ③ 利用者への情報提供

参考 関連する支援策

漁港の釣り利用に当たっての検討事項

(1) 安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認

利用範囲の設定

・漁港は漁業による利用が優先されることから、漁業活動に影響のない範囲の設定が必要。その上で、釣り利用者の安全が確保できること、非常時に避難可能であること等を確認し、釣り利用範囲を設定する。

安全対策

・転落防止柵、救命浮環、昇降用梯子等のハード対策と、監視員の配置、非常時における緊急連絡体制の構築等のソフト対策を組み合わせ、利用者の安全を確保。



転落防止柵のある棧橋 (松原漁港)

開放区域のエリア(平塚漁港)

(2) 漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討

駐車場の確保

・漁港に訪れた釣り人の車が不法駐車や漁業活動への支障とならないよう、漁港内や漁港周辺の駐車場を含めてスペースの確保を図る。

ゴミの持ち帰りルールの徹底

・ゴミの回収方法について検討し、回収が困難な場合は、ゴミの持ち帰りの徹底を図る。必要に応じて、見回り点検の体制を整えるほか、監視カメラの設置や、ゴミの放置の常習者には釣り利用を制限させる体制づくりを行う。

利用ルールの設定・順守

・ゴミや駐車、立ち入り制限などトラブルを防ぐための地域ルールや、安全対策として避難方法や経路などの情報提供が必要。



マナー啓発用チラシ ((公財)日本釣振興会)

(3) 地域での効果発現の検討

所得向上や雇用機会の創出

・釣りによる漁港への来訪者を、水産物直売や食堂、地域での宿泊等に誘導することを検討。漁業者・漁協による釣り人へのサービス提供(釣り道具の販売・レンタル、釣り餌や氷の販売、釣り筏の設置などにより提供するサービス)も考えられる。



漁港内の海上釣り堀(ブルーパーク阿納)

海業(うみぎょう)振興モデル地区について

趣旨

海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため、「海業の事業化を検討している地区」や、「海業の取組の拡大を検討している地区」など、海業振興のモデル形成に取り組む意欲のある地区(モデル地区・12地区)において、海業の事業化の検討支援を行っているところ。

本支援により得られた成果や情報については、今後、海業振興に取り組む自治体等の参考となるよう、普及のための資料や講演、ホームページ等において活用する。

支援内容

1. 調査支援

- ・ 地区の現状及び海業を振興する上での課題について、現地調査や関係者ヒアリング等により整理
- ・ 地区の水産業の現状について、産業連関分析や地域経済循環分析等により経済波及効果等の評価

2. 関係者協議支援

- ・ 現地関係者によるワークショップ（地区協議会）の設立、運営

3. 計画策定支援

- ・ 海業の計画づくり
- ・ 新たな海業の取組による効果検証

4. その他支援

- ・ 漁港施設活用のための財産処分手続き等への助言
- ・ その他海業推進に係る相談対応

海業振興モデル地区 選定地区一覧

	対象地域	対象漁港等	申請者	取組内容	①渚泊・体験・観光関係	②釣り・マリンレジャー	③飲食・販売・加工関係	④漁港を利用した増養殖関係
1	北海道 寿都町 (すつちょう)	寿都漁港 (すつつ)	寿都町	ダイビングの運営やプレジャーボートの受入れ、漁港エリアの宿泊機能の強化、昆布漁体験や漁船クルージング等の運航、「道の駅」を集客拠点とした漁港エリア観光の推進、「浜直市場」での水産物直売機能強化、次世代海業振興人材の育成 等	○	○	○	
2	岩手県 大槌町 (おおつちちょう)	吉里吉里漁港 (きりきり)	大槌町	磯焼け対策として駆除したウニの漁港内静穏域を活用した蓄養、観光交流協会や地域おこし協力隊と連携し藻場再生活動を組み込んだスキューバダイビング、小中高を対象とした海洋学習 等	○	○		○
3	神奈川県 逗子市 (ずしし)	小坪漁港 (こつぼ)	逗子市	刺し網やわかめ漁などの 漁業体験、観光遊漁船クルーズ、漁船による海上タクシー、磯焼け対策により駆除したウニ養殖体験、漁師による水産物の直接販売、民間活力による既存漁港施設改修 等	○		○	
4	福井県 高浜町 (たかはまちょう)	高浜漁港 (たかはま)	高浜町	観光協会と連携し教育旅行受入れを見据えた漁業体験、旧荷捌き所を活用した体験施設の整備、定置水揚げの鮮魚直売の朝市開催、海鮮BBQ場整備、海辺のカフェ整備（民間企業誘致） 等	○		○	
5	静岡県 沼津市 (ぬまづし)	戸田漁港 (へだ)	戸田観光協会	海の駅認定による「マリンチック街道」の登録と活用、漁港におけるプレジャーボートやヨットの受入れ事業化、海の駅を活用したヨットレース等の開催、大型クルーズ船などの招致と事業化 等	○	○		
6	静岡県 牧之原市 (まきのはらし)	地頭方漁港 (じとうがた)	南駿河湾漁業協同組合 (みなみするがわん)	旧漁協事務所や荷捌き所、漁港用地等を活用した蓄養施設や直売所、食堂設置、漁業体験を含む観光プログラム（漂流ごみやマイクロプラスチック、磯焼けのことを知ってもらう場の設定）、漁船クルージングやマリンレジャーの体験 等	○	○	○	○
7	三重県 明和町 (めいわちょう)	下御糸漁港 (しもみいと)	一般社団法人明和観光商社	プレジャーボートの受入れやダイビングの運営、防波堤や釣り利用の開放や釣り用生け簀の設置、渚泊、漁船クルージングの運航、直売所の開設、朝市の開催、漁港の静穏水域でのカキ養殖、スジアオノリの陸上養殖 等	○	○	○	○

海業振興モデル地区 選定地区一覧

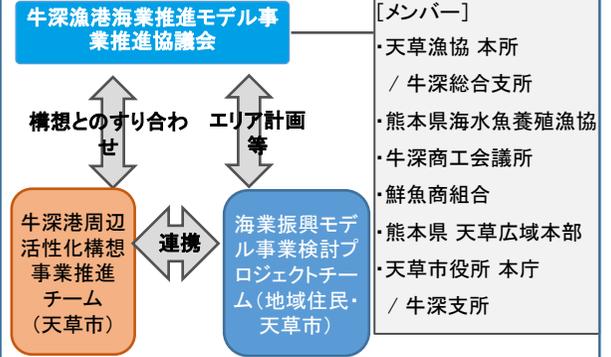
	対象地域	対象漁港等	申請者	取組内容	①渚泊・体験・観光関係	②釣り・マリレジャー	③飲食・販売・加工関係	④漁港を利用した増養殖関係
8	兵庫県 新温泉町 (しんおんせんちょう)	居組漁港 (いぐみ)	浜坂漁業協同組合 (はまさか)	漁業と調和のとれた海域利用によるシーカヤックやSUPでの漁港周辺の絶景ポイント観光、海上アスレチックやジップラインの運営、地元海産物の販売や刺身捌き体験、バーベキューができる施設の設置等	○	○	○	
9	和歌山県 太地町 (たいじちょう)	太地漁港 (たいじ)	太地町漁業協同組合	漁業者による渚泊（漁家及び漁村家庭での宿泊・聞き語り体験）、シーカヤックやSUP事業の教育旅行や学年行事の推進、ダイビングや各種マリンスポーツ、海上遊歩道に併設した釣り用筏の設置 等	○	○		
10	愛媛県 愛南町 (あいなんちょう)	柏崎漁港 (かしわざき) 御荘漁港 (みしょう) 船越漁港 (ふなこし) 西浦漁港 (にしうら) 深浦漁港 (ふかうら)	愛南町	駆除ガンガゼを除去し特産品のブロッコリーを給餌する養殖、水産加工品の端材を使った商品等を販売するエシカルマーケット、企業と連携した、持続可能な養殖業を学ぶサステナブルツーリズムやゴミ回収などのクリーンオーシャンツーリズム 等	○		○	○
11	長崎県 対馬市 (つしまし)	比田勝港 (ひたかつこう) 泉漁港 (いずみ) 鰐ノ浦漁港 (わにのうら) 豊漁港 (とよ) 大浦漁港 (おおうら) 富ヶ浦漁港 (とみがうら) 唐舟志漁港 (とうじゆうし) 浜久須漁港 (はまくす)	上対馬町漁業協同組合	港湾のターミナル機能拡充等による受入体制の充実と合わせ各地域へ観光客を誘導するためのシステム構築、漁師が提供するアドベンチャーツーリズムによるインバウンドからの外貨獲得(旬の高級魚や未利用魚の提供、マリレジャー体験等) 等	○	○	○	
12	熊本県 天草市 (あまくさし)	牛深漁港 (うしぶか)	天草市	地域総合交流施設の整備（漁業体験プログラムの運営等）、オートキャンプ場やホテルなどの企業誘致、ヨットやプレジャーボートなどマリナースペースの整備、海釣り公園の設置、直売所や飲食店の開業、アワビやウニ類の増養殖場の整備 等	○	○	○	○

海業の事業計画骨子(案)【事例① 熊本県天草市 牛深漁港】

1. 現状と課題

- 熊本県天草市の最南端に位置する牛深は、鹿児島方面から天草への南の玄関口。
- 県下最大の漁港であるが、近年は漁獲量が減少し、魚価向上や漁家の所得確保対策が望まれている。また、水産関連産業等も衰退し、人口減少・高齢化が進み、地域産業の活性化、地域住民の交流の場、雇用の創出が望まれている。
- 天草漁協牛深総合支所・青壮年部を中心に、缶詰等の水産物の商品開発等が進められている。
- 牛深の中心エリアである台場地区には、機能移転後の旧漁協施設や遊休地があり、有効活用が望まれている。

2. 検討体制



3. 海業の具体的な取組・実施主体(案)・期待される効果

①チャレンジスペース整備 (天草市)

- ※運営は民間事業者
- ※コンテナ店舗やキッチンカー等で飲食提供や直売を実施 (漁協青壮年部、民間事業者等)

[期待される効果]

- 域内での水産物消費拡大
- 漁業所得の向上
- 販売の創出
- 地域の雇用の創出

②総合交流施設整備 (天草市)

- ※水産業を学ぶ場、体験施設併設
- ※体験の実施は民間事業者

[期待される効果]

- 水産業への理解増進
- 観光客の滞在時間の増加
- 域内産業の活性化
- 観光地としての魅力の増大
- 地域の担い手の確保

③ウォーキングロード整備 (天草市等)

[期待される効果]

- 地域の回遊性の向上
- 観光客の滞在時間の増加
- 域内の消費の拡大

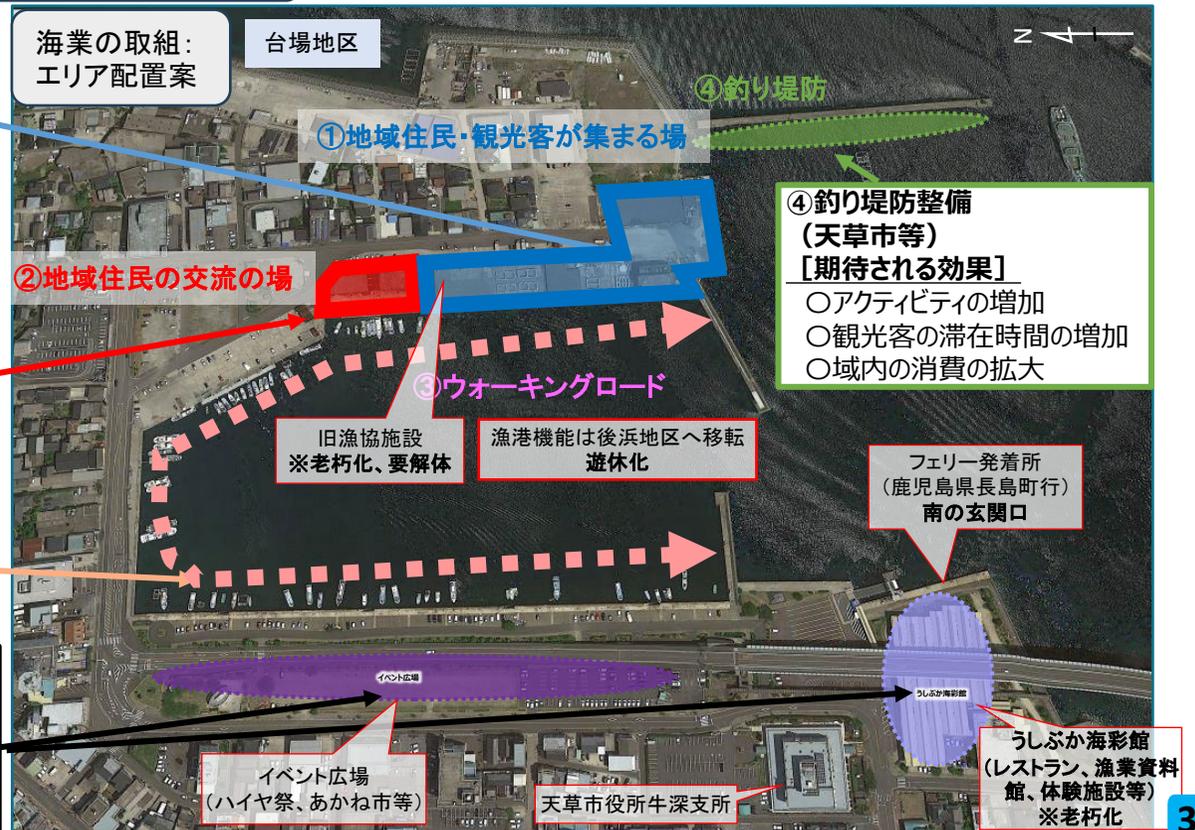
○実証試験の実施 (チャレンジスペース完成までの期間)

- ・飲食・直売 (漁協青壮年部)
- ・加工体験 (加工業者)

- ※イベントへの出展
- ※アンケート等を実施
- ※チャレンジスペース出店準備

[期待される効果]

- 出店にむけた十分な準備
- 出店意欲の維持



海業の事業計画骨子(案)【事例② 岩手県大槌町 吉里吉里漁港】

1. 現状と課題

- 大槌町は岩手県沿岸部のほぼ中間に位置。
- 震災後は、カキ・ホタテ・ワカメ養殖業を基幹として復興が進んできたが、スルメイカ、サケ、サンマといった主要魚種の不漁が原因で定置網漁業の低迷、大槌魚市場の取扱高減少等の課題が顕在化。漁業や背後関連産業の縮小(加工・流通産業における原料の確保、調達価格の高騰)といった課題に直面している。
- 上記の課題に対し、企業との連携によるサーモン養殖業の新規導入、外部機関・団体と連携した藻場保全活動等の展開といった取組が実践され、一定の成果が挙げられているが、今後は中核的取組のさらなる推進とともに、有機的な連携を図って相乗効果を上げていく仕組みづくりが必要。

3. 海業の具体的な取組・実施主体(案)・期待される効果

【岩手大槌サーモン養殖事業の成長産業化】

- ・養殖生産拡大に向けた具体策の検討・実践
 - 1)内水面養殖(中間育成)施設の整備
 - 2)吉里吉里漁港の養殖拠点機能施設整備の検討※
 - 3)地元漁業者による養殖業参入の検討※
- ・「岩手大槌サーモン祭り」等での消費拡大・PR活動
- 【期待される効果】
 - 漁業所得の向上
 - 地域の雇用の創出
 - 加工・流通等関連産業への経済波及

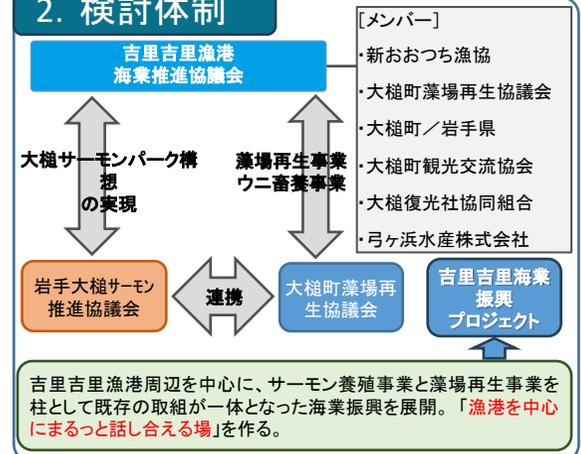
【藻場再生事業及び、ウニ畜養事業の事業化】

- ・磯焼けにより消失した藻場の再生・保全活動の継続
 - 1)磯焼け対策活動(ウニ駆除等)の継続
 - 2)藻場再生協議会事務局の運営
 - 3)Jブルークレジット活用による持続可能な保全活動の実現
- ・磯焼け対策活動で生じる瘦せウニの有効活用
 - 1)瘦せウニの試験養殖の実施(陸上・海面での畜養試験)
- 【期待される効果】
 - 漁業所得の向上
 - 藻場保全による資源回復

【観光・交流、海洋学習事業の展開】

- ・既存取組の連携による観光・交流及び海洋学習の推進
 - 1)ニーズ調査、コンテンツ開発(藻場再生、スキューバダイビング、漁業体験等)
 - 2)出前授業、はま留学、教育旅行の継続・改善・発展
- 【期待される効果】
 - 交流人口の増大
 - 地域の理解増進
 - 賑わい創出

2. 検討体制



海業の事業計画骨子(案)【福井県高浜町 高浜漁港】

①

1. 現状と課題

【地域・水産業の現状と課題】

- 福井県の最西端、京都府舞鶴市、福井県小浜市という観光地にはさまれた町。若狭湾に面し、海水浴場として有名。
- 人口減少や少子高齢化への対応として平成21年に高浜町コンパクトシティ構想が策定され、高浜漁港はにぎわい・景観系と位置付けられた。高浜水産業振興協議会による検討を経て、漁港の再整備が進められ、令和3年に6次産業施設UMIKARA、令和5年に荷さばき所が移転し、衛生管理型の新たな荷さばき所が完成した。

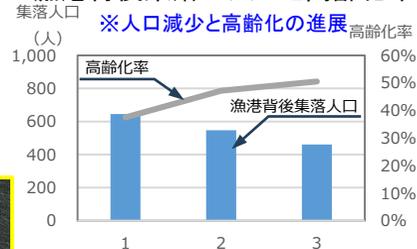


【海業の現状と課題】

- 隣接する和田地区も含め海水浴場が多く、SUP等のアクティビティ、釣り、漁業体験も実施しているものの、利用が夏に集中するため、**周年型**の観光に向け、春・秋・冬の**海業資源の発掘と商品化**が求められている。
- 6次産業化施設で、直売所・レストランが開設されているものの、**漁協経営強化**や**漁業者の利益に資する取組の拡充**が求められている。
- 取組が高浜漁港周辺に限られており、すそ野を**町全体に広げ**ること、**連係による魅力向上**や**波及効果の拡大**が望まれている。
- 機能移転後の旧荷さばき所・旧漁協事務所や低利用地等、**漁港施設の有効活用**や**景観形成**等が望まれている。



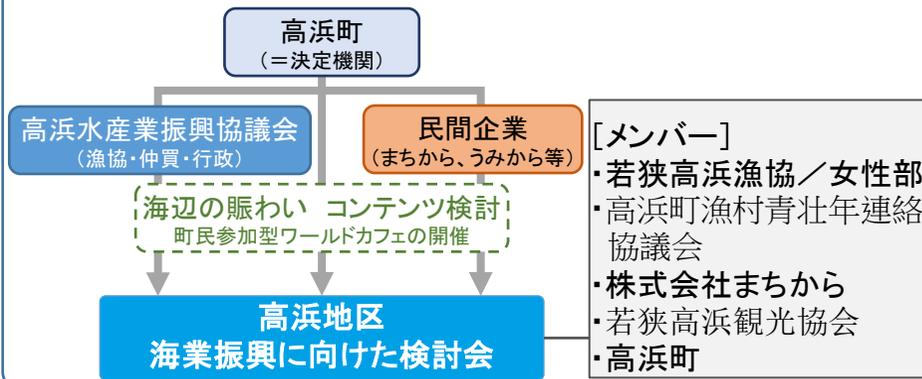
■ 漁港背後集落の人口と高齢化率



■ 高浜漁港の出荷先別配分数量



2. 検討体制



海業の事業計画骨子(案)【福井県高浜町 高浜漁港】 ②

3. 海業の方針

高浜町のにぎわい・景観を形作る核として、高浜漁港において高浜の水産物を活用した様々な海業(食・直売・体験等)を展開するとともに、既存資源の有効活用と海業拠点との連携、漁協経営強化・漁家所得向上システムの構築を図っていく。

【取組】

- 海鮮バーベキューや朝市・昼市鮮魚直売等による**高浜産水産物の消費拡大、付加価値向上**
- 漁船を活用した遊覧船や漁業体験、海の学校等、アクティビティの創出による地域の魅力の増大と漁業者の所得向上(※**兼業所得機会の創出**)
- 海のオーナー制度(既存魚類・新規カキ養殖等)による**関係人口増**やキッチンカーによる**地域の魅力の増大**
- 上記取組の支援と**海業のすそ野を広げる取り組みの展開**(既存資源の有効活用、高浜町全体への効果の拡大、漁協経営強化、漁業所得向上システムの構築 等)



4. 海業の具体的な取組・実施主体(案)・期待される効果

① 海鮮バーベキュー場 (民間)

【期待される効果】

- 高浜産水産物の消費拡大
- 漁業者の所得の向上
- 観光客の滞在時間の増加
- 賑わいの創出

② 遊覧船事業 (発着場整備：高浜町、運営：民間)

※内浦湾の大断崖等をめぐる漁船遊覧船クルーズ

【期待される効果】

- 観光客の滞在時間の増加
- 観光地としての魅力の増大
- 地域の雇用の創出

③ 漁業体験(セリ/定置網水揚見学等) (漁協又は漁業者有志)

※網あげ見学体験は遊覧船発着場又は和田港活用

【期待される効果】

- 観光客の滞在時間の増加
- 観光地としての魅力の増大
- 高浜の水産物の理解増進
- 漁業者の所得の向上

④ 朝市・昼市鮮魚直売 (漁協又は漁業者有志)

※荷さばき所と出荷調整施設間の道路を一時占有で活用

【期待される効果】

- 観光地としての魅力の増大
- 高浜の水産物の理解増進
- 高浜産水産物の消費拡大
- 漁業者の所得の向上

⑤ キッチンカー貸出 (高浜町) → 個人・民間事業者

※専用駐車場に保管、駐車場の一部を利用して出店

【期待される効果】

- 観光地としての魅力の増大
- 賑わいの創出
- 地域の雇用の創出

⑥ 海のオーナー制度 (漁協、民間)

【期待される効果】

- 高浜の水産物の理解増進
- 関係人口の増加
- 計画養殖生産による生産効率化

⑦ 海の学校 (体験交流学习等) (民間)

※長期計画(改修可能か解体・新築か要検討)
 ※旧荷さばき所、旧漁協事務所・用地を活用
 ※起業しやすくするチャレンジショップも展開

【期待される効果】

- 観光地としての魅力の増大
- アクティビティ拡充
- 高浜の水産物の理解増進

※隣接の和田地区
 和田港(定置網の基地)
 白浜海水浴場・
 鳥居浜海水浴場

